

Title	ルイ・ブラン『労働の組織』と七月王政期のアソシアシオニスム(上): 普通選挙と「社会的作業場」
Sub Title	L'Organisation du travail de Louis Blanc et l'associationnisme sous la monarchie de juillet : le suffrage universel et les ateliers sociaux (1)
Author	高草木, 光一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1994
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.87, No.3 (1994. 10) ,p.444(64)- 464(84)
JaLC DOI	10.14991/001.19941001-0064
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19941001-0064">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19941001-0064</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# ルイ・ブラン『労働の組織』と 七月王政期のアソシアシオニズム（上）

— 普通選挙と「社会的作業場」 —

高草木 光 一

## 第1節 七月王政期のアソシアシオニズムとルイ・ブラン

— 問題の所在 —

（1）

ルイ・ブラン（Louis Blanc, 1811-1882）の『労働の組織（*Organisation du travail*）<sup>(1)</sup>』が公刊された1840年、およそ「社会主義」とは相容れない思想家アレクシス・ド・トクヴィル（Alexis de Tocqueville, 1805-1859）によって「アソシアシオン」論が展開されたことは、この時代のフランスの思想的課題を象徴的に表している。「民主主義諸国において、アソシアシオンの科学は母体的科学である。すべての他の進歩はその進歩に依存している。人間社会を規制する法の中で最も正確で最も明確なものである。人間が文明化されたままではあるためには、あるいは文明化されるためには、とりわけ協同の技術（*l'art d'associer*）が、条件の平等が発展するのと同じ割合で発展し完成されな

（1） 本稿で主眼的に扱うルイ・ブラン『労働の組織』は、最初『進歩雑誌』に論文として掲載された。“*Organisation du travail*,” *Revue du progrès politique, social et littéraire*, tome IV, no.1 (le 1<sup>er</sup> août 1840). その後単行書として多くの版が刊行されたが、そのうち参照できたものは以下の通りである。なお、引用に際しては矢印右に示す略号を用いる。

① *Organisation du travail*. Paris : Prévot, [1840]. → O.T.(1840)

② *Organisation du travail. Association universelle. Ouvriers. Chefs d'ateliers. Hommes de lettres*. [Paris] : Administration de librairie, 1841. → O.T.(1841)

③ *Organisation du travail. Quatrième édition considérablement augmentée, précédée d'une Introduction, et suivie d'un compte-rendu de la maison Leclaire, de Paris*. Bruxelles : Hauman, 1845. → O.T.(B.1845)

④ *Organisation du travail. IV<sup>e</sup> édition considérablement augmentée, précédée d'une Introduction, et suivie d'un compte-rendu de la maison Leclaire*. Paris : Cauville frères, 1845. → O.T.(P.1845)

⑤ *Organisation du travail. Cinquième édition, revue, corrigée et augmentée d'une polémique entre M. Michel Chevalier et l'auteur, ainsi que d'un Appendice indiquant ce qui pourrait être tenté dès à présent*. Paris : Bureau de la Société de l'Industrie fraternelle, 1847. → O.T.(1847) /

ければならない。<sup>(2)</sup>

『アメリカにおける民主主義』第2部の中でこのように「民主主義」の中核に位置づけられる「アソシアシオン」の祖型は、既に1835年の第1部で提示されている。「共同体 (communauté), 都市, 郡の名の下に法によって創設される永続的アソシアシオンとは別に, その生成と発展を諸個人の意志のみに負っている多数のアソシアシオンがある」<sup>(3)</sup>とトクヴィルは述べ、「政治的アソシアシオン」<sup>(4)</sup>と民主主義の関係について説いている。「アソシアシオン」は、諸個人の自由な意志に基づく中間団体であり、多数者の暴政 (tyrannie), 権力の濫用に対抗するために必要な「保障 (garantie)」<sup>(5)</sup>, 民主主義の不可欠な条件であると位置づけられる。「貴族的諸国民においては二次的集団 (les corps secondaires) が権力の濫用を阻止する自然的アソシアシオンを形成していた。このようなアソシアシオンが存在しない国では、それに似たものを人為的 (artificiellement), 一時的

---

⑥ *Organisation du travail. Cinquième édition, revue, corrigée et augmentée d'une polémique entre M. Michel Chevalier et l'auteur, ainsi que d'un Appendice indiquant ce qui pourrait être tenté dès à présent.* Paris : Bureau de la Société de l'Industrie fraternelle, 1848. [この版は、1847年版と全く同じものであり、引用頁は示さない。]

⑦ *Organisation du travail. Neuvième édition, refondue et augmentée de Chapitre nouveau.* Paris : Bureau du Nouveau Monde, 1850. → O.T. (1850)

⑧ “Organisation du travail,” *Questions d'aujourd'hui et de demain*, tome IV, Paris : Dentu, 1882. → O.T. (Q) [これは、ルイ・ブラン選集とも言うべき『今日と明日の問題』に収録されたものである。]

ルイ・ブランの著作に関する文献学的研究には、Edouard Renard, *Bibliographie relative à Louis Blanc : Thèse complémentaire pour le doctorat ès lettres, présentée devant la faculté des lettres de l'Université de Toulouse*, Toulouse, 1922 及び、Jean-Michel Humilière, *Louis Blanc, Organisation du travail, édition critique commentée* (Thèse pour le doctorat de 3e cycle - spécialité science politique, présentée et soutenue le 21 mars 1980, Université des sciences sociales de Toulouse) があるが、どちらもこれ以外の版を挙げていない。

(2) Alexis de Tocqueville, *De la démocratie en Amérique*, Paris, 1840, nouvelle édition historico-critique revue et augmentée par Edouardo Nolla, Paris, 1990, tome II, p.108. 井伊玄太郎訳 (講談社学術文庫, 1987年), (下), 208頁。[訳文は必ずしも既訳に依らない。以下、同様。] なお、このノラの校訂版第2巻の巻末に、トクヴィル研究に関する詳細な参考文献表が収録されている。トクヴィルのアソシアシオン論に関する邦語文献としては、富永茂樹「トクヴィルにおけるアソシアシオンの概念」(『ソシオロジ』第23巻3号, 1979年), 中谷猛『フランス市民社会の政治思想——アルクシス・ド・トクヴィルの政治思想を中心に——』(法律文化社, 1981年) 等がある。

(3) Tocqueville, *op.cit.* tome I, p.146. 訳, (中), 45頁。

(4) トクヴィルにおける“démocratie”は、基本的には「条件の平等」という社会状態を意味し、政治的概念とは区別されているが、一義的に解釈することは難しい。この点については、James T. Schleifer, *The Making of Tocqueville's Democracy in America*, Chapel Hill, 1980, P. Manent, *Tocqueville et la notion de la démocratie*, Paris, 1993, J.-C. Lamberti, *Tocqueville et les deux démocraties*, Paris, 1983 等を参照。Pierre Rosanvallon, “L'histoire du mot démocratie à l'époque moderne,” *La pensée politique*, no.1, Situations de la démocratie, Paris, 1993 は、“démocratie”の近代的語義を概観している。

(5) Tocqueville, *op.cit.*, tome I, p.148. 訳, (中), 51頁。なお、“tyrannie”の概念については、松本礼二『トクヴィル研究——家族・宗教・国家とデモクラシー——』(東京大学出版会, 1991年), 第1章を参照。

(momentanément) に創出することができないならば、いかなる暴政に対する防波堤も認められない。<sup>(6)</sup>」中間集団としての貴族が王権に対して果たしていた抑止機能は、意志的な「政治的アソシアション」が担うべきものであり、実際アメリカでは、それが機能しているにも拘わらず、フランス革命は一切の中間集団の廃絶を宣言した。その意味において、トクヴィルのアソシアション論は革命の理念と論理的に対立する。<sup>(7)</sup>

「政治的アソシアション」が、トクヴィルの「アソシアション」のすべてではない。「アメリカ合衆国に存在している政治的アソシアションは、アソシアションの全体がそこで表している巨大な情景の中の一細部にすぎない。」第2部では、「市民生活におけるアソシアション」、即ち、産業的、宗教的、道徳的・知的アソシアションと民主主義との関係が分析される。条件の平等 (l'égalité des conditions) は、独立的で同質な諸個人を創出させるが、身分的秩序から解放された各個人は、自然的紐帯を失っているために脆弱であり、かつ無力である。それゆえに、諸個人はアソシアションの技術、つまり互いに結合する技術を習得しなければならない。政治的アソシアションの欠如は、諸個人の独立を危うくさせはするものの、富と知性 (lumières) の保持まで奪うものではないが、「日常生活で結合する慣習を身につけていなかったとすれば、文明そのものが危うい状態に置かれることになるだろう。<sup>(8)</sup>」市民的アソシアションの欠如は、政治権力の肥大化と個人の無力化を促進するからである。「それ [社会的権力] がアソシアションに取って代わるに従って、結合する (s'associer) という理念を失った各人は、ますます社会的権力が援助してくれることを必要とするようになるだろう。この二つのことは絶えず生成する原因であり結果である。公的行政は、孤立的 (isolé) 市民が遂行することのできないすべての産業を統制する (diriger) に至るのだろうか。」<sup>(10)</sup> 条件の平等として特徴づけられる民主主義社会においては、集権化と暴政という二つの危機は、人為的なアソシアションの創出とその活性化によってのみ乗り越えられるのであり、だからこそ、アソシアションの「技術」が民主主義の科学となりうるのである。

1840年は、一方において、1848年革命を用意する幾多の社会改革プランが提示された年だった。本稿で主題的に扱うルイ・ブランの『労働の組織』をはじめ、プルードン (Pierre-Joseph Proudhon, 1809-1865) の『所有とは何か (Qu'est-ce que la propriété? ou recherches sur le principe du droit

(6) Tocqueville, *op.cit.*, tome I, pp.148-149. 訳, (中), 51頁。

(7) トクヴィルは、後年公刊した『アンシアン・レジームと革命』の中で、フランスの中央集権国家体制の起源をフランス革命にではなく、アンシアン・レジームに求めており、そのアソシアション論が直接的にフランス革命を批判したものと考えすることはできない。cf. Tocqueville, *L'Ancien Régime et la Révolution*, Paris, 1856. 井伊玄太郎訳, (りせい書房, 1974年)。因みに、アンシアン・レジームとフランス革命の「連続性」を主張する「修正派」のフュレはその発想をトクヴィルに求めている。cf. François Furet, *Penser la Révolution française*, Paris, 1978. 大津真作訳 (岩波書店, 1989年)。

(8) Tocqueville, *De la démocratie en Amérique*, tome II, p.103. 訳, (下), 200頁。

(9) *Ibid*, tome II, p.104. 訳, (下), 203頁。

(10) *Ibid*, tome II, p.105. 訳, (下), 205頁。

et du gouvernement)』, カベ (Etienne Cabet, 1788-1856) の『イカリア紀行 (Voyage et aventures de Lord William Carisdall en Icarie)』等がこの年に次々に発行された。労働者新聞『アトリエ (L'Atelier)』の創刊もこの年である。『アトリエ』の研究者としても知られる<sup>(11)</sup>社会学者キュヴィリエは、1840年は「フランスの経済・社会学説の歴史の中で最も興味深い時期のひとつ」であり、「労働者思想において、また他方批判的、改革的、ユートピア的な精神において、これほどの沸騰はかつてなかった<sup>(12)</sup>」と述べている。そして、こうした社会改革プランの中核になっていたのが「アソシアシオン」の概念であり、まさにアソシアシオンの人為的な創出こそが時代の要請として現れたのである。ルーベルによれば、「七月王政下、『アソシアシオン』という語は、ラディカルであろうと社会主義的であろうと、すべての左翼的集団を引きつけ、メシア的公式という効果を持った。<sup>(13)</sup>」

他方、この年は、選挙改革運動興隆の年としても位置づけられる。秘密結社と陰謀の時代は、1839年5月、ブランキ (Auguste Blanqui, 1805-1881) らの「季節協会 (Société des saisons)」蜂起の挫折で事実上終焉を迎え<sup>(14)</sup>、共和派運動は選挙改革運動へと収斂していく。1839年10月、ラフィット (Jacques Laffite, 1767-1844) を委員長とする「選挙改革委員会」が設立されたことを契機に、改革運動は発展、拡大し<sup>(15)</sup>、1840年5月16日のゴルベリー (M.-P.-A. Golbéry, 1786-1854) の議会報告は、普通選挙の請願署名が18万8000集まったことを伝えている。勿論、選挙改革運動は共和派のみに限られたものではなく、ルイ・ブランは1839年10月、「選挙改革は、すべての党派の合言葉となった<sup>(17)</sup>」と述べている。時代は、社会改革と政治改革の関係を模索していたのである。

(11) cf. Armand Cuvillier, *Un journal d'ouvriers : "L'Atelier" (1830-1850)*, Paris, 1954.

(12) Armand Cuvillier, *Hommes et idéologies de 1840*, Paris, 1956, p.93. キュヴィリエがここで「1840年の経済、社会学説」として挙げているのは、『アトリエ』紙の他に、1) バスティア (Bastiat), デュノワイエ (Dunoyer) 等の経済学者、2) フーリエ主義者、3) サン・シモン主義者、4) ルイ・ブラン、5) フランスの共産主義者 (カベの平和的共産主義から革命的バブーフ主義まで)、6) ドイツの共産主義者、7) プルードン、である。

(13) Léo A. Loubère, *Louis Blanc : His Life and his Contribution to the Rise of French Jacobin-Socialisme*, Boston, 1961, p.18.

(14) 「季節協会」については、「Affaire du 12 mai 1839,» *Revue rétrospective ou archives secrètes du dernier gouvernement*, no.1 (le 31 mars 1848). 高草木光一訳「タシュロー文書(1)(2)」(社会思想史の窓刊行会編『社会思想史の窓・集成第1巻』, 長崎出版, 1986年, 所収)を参照。ブランキのアソシアシオン概念については、高草木光一「政治改革と総合的アソシアシオン——ブランキ」(杉原四郎他と共著『アソシアシオンの想像力——初期社会主義思想への新視角——』, 平凡社, 1989年, 所収)を参照。

(15) Pierre Rosanvallon, *Le sacre du citoyen : Histoire du suffrage universel en France*, Paris, 1992, p.276.

(16) “Rapport de M. de Golbéry sur les pétitions relatives à la réforme électorale —Chambre des députés, Séance du samedi 16 mai 1840.” *Le Moniteur universel*, le 17 mai 1840, 1078.

(17) Louis Blanc, “Réforme électorale,» *Revue du progrès politique, social et littéraire*, tome II, no. 7 (le 15 octobre 1839), 290.

トクヴィルのアソシアシオン論の19世紀の特徴は、ルソーとの比較において際立つ。近代思想史において最初に「アソシアシオン」論を体系的、概念的に展開したのがルソーである以上、新たなアソシアシオン論の構築は、ルソーの論理と対峙することから始まる。

ルソーにおけるアソシアシオンは両義的である。『社会契約論』第1編で「アソシアシオン」概念を用いて「社会契約」を定式化する一方、第2編では、その社会契約の論理をもって「部分的アソシアシオン (associations partielles)」を排除するのである。ルソーは、専制政治 (despotisme) を批判しつつ、アソシアシオンと集合体 (agrégation) を峻別する。「バラバラになっている人々が、次々に一人の人間の奴隷にされてゆくとして、その人数がどうであろうとも、私はそこに一人の主人と奴隷たちしか認めない。人民とその長は認められない。それは集合体とは言えようが、アソシアシオンではない。<sup>(18)</sup>」ルソー『社会契約論』の課題は、人格的依存・服従関係から諸個人を解放する論理を導出することであり、「アソシアシオン」は自律的諸個人の意志的な結合として提示される。「社会契約」の目的は、「各構成員 (associés) の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り、保護するような、アソシアシオンの一形式を見いだすこと。そして、それによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由であること<sup>(19)</sup>」である。独立的で平等な諸個人の意志的な結合というトクヴィルの「アソシアシオン」の原点をここに見いだすことができるだろう。ルソーによって、「アソシアシオン」は近代の原理となったのである。

しかし、ルソーにおいて特徴的なことは、彼がただ一つのアソシアシオン、つまり国家しか認めなかったことにある。「社会契約」は、独立的諸個人のみによって構成される擬制的世界における特殊的利害と一般的利害の一致の法的確立であり、その一致のためには、諸個人と唯一のアソシアシオンたる国家の間にはいかなる中間団体も存在してはならなかった。「徒党、部分的アソシアシオンが大きいアソシアシオンを犠牲にして作られるならば、これらのアソシアシオンの各々の意志は、その成員に関しては一般的で、国家に関しては特殊なものになる。その場合には、もはや人々と同じ数だけの投票数があるのではなく、アソシアシオンと同じ数だけの投票者があるに過ぎない、と言えよう。相違の数はより少なくなり、より少なく一般的な結果をもたらす。ついにはこれらのアソシアシオンの一つが極めて大きくなって、他のすべてのアソシアシオンを圧倒するよう

(18) Jean-Jacques Rousseau, "Du Contract social : ou, principes du droit politique (texte de 1762)," *Oeuvres complètes* (Bibliothèque de la Pléiade), tome III, Paris, 1964, p.359. 桑原武夫・前川貞次郎訳 (岩波文庫, 1954年), 27頁。ルソーはこの著作の14箇所で「アソシアシオン」という語を用いている。cf. Michel Launay et Gunnar von Proschwitz, *Index du Contrat social (texte de 1762 et manuscrit de Genève)*, Paris, 1977.

(19) Rousseau, *op.cit.*, p.360. 訳, 29頁。

になると、その結果は、もはや様々の僅かな相違の総和ではなく、たった一つだけの相違があることになる。そうなれば、もはや一般意志は存在せず、また優勢を占める意見は、特殊な意見であるに過ぎない。だから、一般意志が十分に表明されるためには、国家のうちに部分的アソシアシオンが存在せず、各々の市民が自分自身の意見だけを言うことが重要である。<sup>(20)</sup>」

トクヴィルにおいては、専制と集権の防波堤として機能すべき中間集団がここでは見事に否定されている。トクヴィルはしばしば「19世紀のモンテスキュー」と呼ばれる。トクヴィルが「民主主義」を運命的なものとして受けとめ、その中で新たな「アソシアシオン」の構築を示唆したのに対して、モンテスキューは、アンシアン・レジーム下の「社团的結合関係」<sup>(21)</sup>を前提にしつつ、「政治的自由」の実現のために「社団」<sup>(22)</sup>、とりわけ王権に対抗する貴族集団の強力化を志向した。これに対し、ルソーにおける「自立の個人」という18世紀の理念は、この「社团的結合関係」の解体と「市民的結合関係」の成立を要求するのである。貴族、同業組合 (corporation) 等の社団 (corps social) は、諸個人の独立への障壁であるに過ぎない。

勿論、ルソーが「革命」を示唆したわけではない。しかし、こうして成立した国家と個人との直接的関係というルソー的概念は、フランス革命に支配的に作用したと言える。革命家たちは、世界を二極化し、「公的」役割は国家に排他的に与えられる。国家と個人の間にあるあらゆる中間集団、とりわけ政治集団は憎悪の対象となった。「党派、政党政治——私的・特殊の集団の政治——は、陰謀と同義となった」<sup>(23)</sup>のである。排斥の対象となったのは、政治集団だけではない。19世紀のアソシアシオニズムとの関連で言えば、同業組合の廃止、そして労働者の団結権の禁止のほうが重要であろう。

ル・シャプリエ (I.-R.-G. Le Chapelier, 1754-1794) は、1791年7月14日の議会報告で、その後約一世紀の間労働運動への桎梏となるル・シャプリエ法の趣旨について次のように述べている。「集束することはおそらくすべての市民に対して許されなければならない。しかし、同じ職業の市民に対

---

(20) *Ibid.*, pp.371-372. 訳, 48頁。

(21) アンシアン・レジーム下の「社团的編成」については、二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」(『全体を見る眼と歴史家たち』, 木鐸社, 1986年, 所収)を参照。

(22) Montesquieu, “De l’esprit des lois, ou du rapport que les lois doivent avoir avec la constitution de chaque gouvernement, les moeurs, le climat, la religion, le commerce, etc. à quoi l’auteur a ajouté des recherches nouvelles sur les lois romaines touchant les successions, sur les lois françaises et sur les lois féodales (1748),” *Oeuvres complètes* (Bibliothèque de la Pléiade), tome II, Paris, 1958, pp.247-249. 野田良之・稲本洋之助他訳 (岩波文庫, 1989年), (上), 64-67頁。

(23) Lynn Hunt, “Révolution française et vie privée,” Philippe Ariès et Georges Duby (sous la direction de), *Histoire de la vie privée*, tome IV, De la Révolution à la Grande Guerre (volume dirigé par Michelle Perrot), Paris, 1987, p.21.

(24) 労働組合の合法性が最終的に認められ、ル・シャプリエ法が完全に撤廃されるのは、1884年のヴァルデック-ルソー法 (loi Waldeck-Rousseau) においてである。cf. J.-M. Jeanneney et Marguerite Perrot, *Textes de droit économique et social français 1789-1957*, Paris, 1957, pp.251-252. な

して彼らのいわゆる共通の利益のために集会することは許されるべきではない。国家の中にはもはや同業組合は存在しない。各人の特殊利益と一般利益があるだけである。中間的利益を市民に鼓舞することや、同業組合の精神によって公的なものから市民を分離することは誰にも許されない。……それゆえ、各労働者に労働日を定めることは、個人対個人の自由な取引によってであるという原理に戻らなければならない。<sup>(25)</sup>」

ル・シャプリエがここで依拠しているのは、明らかにルソー的アソシアシオンの論理であろう。一般利益、一般意志の名において、労働者はストライキを行うことも同盟を結ぶことも禁じられる。例え労働問題が起こったとしても、国家がそれを解決するのだから、集团的行動に訴える必要はないし、国家が唯一の調停者なのだから、集团的行動に訴えてはならないのである。

### (3)

19世紀のフランスは、革命後の社会の再組織化という共通の課題を背負うことになる。この課題を、最も鋭くその歴史観として提示したのが、サン=シモン (Claude-Henri de Saint-Simon, 1760-1825) であり、サン=シモン主義者だった。1828年から1829年にかけての「サン=シモン学説」に関する一連の講演、及びその講演録が同時代人に与えた影響は計り知れないものがある。<sup>(26)</sup> 人類史を「批判的時代 (époques critiques)」と「組織的時代 (époques organiques)」の交替史観で捉える彼らにとって、18世紀は「批判の時代」であり、革命後の「無秩序」なフランス社会を再組織することが19世紀の歴史的課題であると認識されたのである。<sup>(27)</sup>

そして、その再組織化という課題は、「アソシアシオン」概念によって支えられる。歴史を貫徹する「アソシアシオンの中断なき『進歩』 (le PROGRES non interrompu de l'association)<sup>(28)</sup>」の究極

---

、お、ル・シャプリエ法及びそれに先立ち同業組合を廃止したアラルド法に関しては、1991年11年にパリ政治学院 (Institut d'Etudes Politiques de Paris) で開かれたコロックを基に編集された次の文献を参照。Alain Plessis (sous la direction de), *Naissance des libertés économiques ; Liberté du travail et liberté d'entreprendre : le décret d'Allarde et la loi Le Chapelier, leurs conséquences, 1791-fin XIXe siècle*, Paris, 1993.

(25) “Rapport par Le Chapelier sur les assemblées de citoyens du même état à la séance du mardi 14 juin 1791 de l'Assemblée nationale,” *Archives parlementaires de 1789 à 1860, recueil complet des débats législatifs & politiques des Chambres françaises*, Première série (1787 à 1799), tome XXVII (du 6 juin au 5 juillet 1791), Paris, 1887, p.210.

(26) *Doctrine de Saint-Simon, Exposition, Première Année, 1829*, nouvelle édition publiée avec introduction et notes par C. Bouglé et Elie Halévy, Paris, 1924. 野地洋行訳 (木鐸社, 1982年)。サン=シモン及びサン=シモン主義者における「アソシアシオン」概念については、ブグレ、アレヴィエの註 (*Ibid.*, p.203, note 91), 及び、中村秀一「サン=シモン教と普遍的アソシアシオン——サン=シモン派」(前掲『アソシアシオンの想像力』, 所収) を参照。サン=シモン主義の同時代人への影響については、Jean Walch, “Qu'est-ce que le saint-simonisme ? Vues actuelles sur le saint-simonisme du XIX<sup>e</sup> siècle,” *Economies et Sociétés*, tome IV, no.4 (1970) を参照。

(27) cf. *Doctrine de Saint-Simon*, première séance, deuxième séance. 訳, 「第1回」「第2回」。

(28) *Ibid.*, p.207. 訳, 70頁。



に、彼らは、「普遍的アソシアシオン (l'association universelle)」を描いたのである。フーリエ (Charles Fourier, 1772-1837) は、1822年、早くも「アソシアシオン」という語をその著作の表題に用いている。<sup>(29)</sup> 彼は、「情念引力 (attraction passionnée)」を新たな結合原理として「発見」し、人類を「産業的・協同社会的新世界 (nouveau monde industriel et sociétaire)」へと導く協同組織 (association) = 「ファランジュ (phalange)」を構想する。先に確認した通り、トクヴィルにおいても「アソシアシオン」は1840年の段階では「政治的アソシアシオン」に止まるものではなかった。「アソシアシオン」はもはやルソーにおけるような政治的概念ではなく、<sup>(30)</sup> フランス革命によって理念的に達成された独立的・自律的諸個人を、有機的に秩序づける社会的概念となり、そして諸個人が結合してできる社会組織となったのである。

フーリエにおいても、サン・シモン主義者においても、「生産力」の問題が彼らを「アソシアシオン」構想へと導く動機のひとつであったことは疑いえない。サン・シモンは、既に1817年の『産業』第2巻<sup>(31)</sup>のエピグラフに「すべては産業によって、すべては産業のために (Tout par l'industrie, tout pour elle)」と記している。フーリエもまた、ファランジュによる生産力の飛躍的な増大を強調する<sup>(32)</sup>。先進国イギリスの側圧を受けるフランスの産業を組織化することが、革命後のフランスに課せられていたと言える。イギリス経済学の「予定調和」の概念はイギリスの現実そのものによって裏切られつつあり、さらにフランスの生産力水準をイギリスに匹敵させるには、イギリス資本主義

---

(29) Charles Fourier, *Traité de l'association domestique agricole*, Paris, 1822. フーリエにおける「アソシアシオン」使用例については、E. Silberling, *Dictionnaire de sociologie phalanstérienne : Guide des oeuvres complètes de Charles Fourier*, Paris, 1911, réimp. Genève, 1984, pp.34-41 を参照。なお、フーリエは、オーエン派のアメリカでの「協同体 (Association)」実験によって、この語が冒瀆されたとして、1829年の著作からこの語を中心的観念として使用することをやめている。cf. Charles Fourier, *Le nouveau monde industriel et sociétaire, ou invention du procédé d'industrie attrayante et naturelle distribuée en séries passionnées*, Paris, 1829, 2<sup>e</sup> édition, 1845, p.5. 田中正人訳、『<世界の名著 42>オウエン サン・シモン フーリエ』中央パックス、1980年、所収)、445頁。「私は、自分の概説書にこの『アソシアシオン (Association)』という語を用いることが不都合だと思った。この語はあらゆる陰謀の隠れ蓑に使われて以来、意味のないものとなったからである。」

(30) プルードンのルソー『社会契約論』批判は、19世紀における「アソシアシオン」概念の転換を典型的に示していると言える。cf. Pierre-Joseph Proudhon, *Idée générale de la révolution au XIX<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1851, quatrième étude. 渡辺一訳 (『<世界の名著 53>プルードン バクーニン クロボトキン』、中央パックス、1980年、所収)、「第4研究」。この点に関する研究としては、野地洋行「フランス社会主義の諸潮流——社会主義における政治と経済——」(平田清明編著『社会思想史』、青林書院新社、1979年、所収)、藤田勝次郎『プルードンと現代』(世界書院、1993年)、第7章、参照。

(31) Claude-Henri de Saint-Simon, *L'industrie, ou discussions politiques, morales et philosophiques, dans l'intérêt de tous les hommes livrés à des travaux utiles et indépendans*, tome II, Paris, 1817. 森博訳 (『サン・シモン著作集』第2巻、恒星社厚生閣、1987年、所収)。

(32) Fourier, *Le nouveau monde industrielle et sociétaire*, p.1. 訳、441頁。「フランスにおいては、60億フランと見積もられている年間生産高は、協同社会制度の初年度から240億フランに達するであろう」

とは別の産業化の方策、つまり人為的な産業の組織化が要請されたのである。サン-シモン主義者が批判したのは、エゴイズムの経済的表現としてのレセ・フェール (laissez-faire) だった。

トクヴィルが関心を寄せながらも、『アメリカにおける民主主義』では明示的には現れなかったアソシアシオンが、労働者アソシアシオン (生産協同組織)<sup>(33)</sup> であり、七月王政期のアソシアシオン論はこれを軸にして展開した。この新たな「アソシアシオン」構想は、その背景にフーリエやサン-シモン主義者のアソシアシオン概念をもっていたとしても、直接的には、資本主義の進展に伴う労働者の貧困化という状況からの要請として生まれた。

1830年10月、『アルチザン、労働者の新聞』は、「労働者階級の貧困を解決する手段としてのアソシアシオン」という論説を掲載している。「おそらく、個々の労働者をとってみれば、労働者は自ら企業を営むことはできない。稼ぎが少ないので、必需品に使われない部分は、消費するに足りぬほど僅かなものである。ここにわれわれの歴史がある。しかし、何が、われわれが100人程度団結することを妨げているのだろうか。日々の稼ぎの中からわれわれの真の必要に打撃を与えない僅かな額を天引きして、われわれ自身で企業を経営するのに十分な資本をどうして作れないのだろうか。／例えば、すべての労働者が各人各週2フランずつ預金すると仮定してみよう。週に200フラン、10週後、2か月半後には2000フランにある。……文明は発達し、われわれは文明の発明のために作業場から追われる。破滅を避けるためにわれわれがまだ持っている僅かな手段を利そう。結合しよう、協同しよう。われわれの代わりに富裕な資本家がやることをわれわれの負担で行おう。<sup>(34)</sup>」

機械の導入によって駆逐されつつある熟練労働者が生き延びる方策として、労働者アソシアシオンは構想されたのである。サン-シモン派から離脱したビュシェ (Pierre-Joseph-Benjamin Buchez, 1796-1865) によって、この構想は一層精緻化され、以後労働運動に広範な影響を与えるようになる。<sup>(35)</sup> 『アルチザン』の著者が実際労働者であったかどうかについては疑問が持たれているものの、<sup>(36)</sup> いずれにせよ、七月王政期において、アソシアシオンは労働者の境遇の改善という喫緊の現実的課

(33) *Mémoire de la Société académique de Cherbourg* (1835) に掲載された「貧困についての覚え書 (Mémoire sur le paupérisme)」(Alexis de Tocqueville, *Oeuvres Complètes*, tome XVI, Mélanges, Paris, 1989, pp.117-139) の続編として1838年に同誌に掲載される予定だった草稿「貧困についての第二の覚え書 (Seconde mémoire sur le paupérisme)」[1837] (*Ibid.*, pp.140-157) で、トクヴィルは、貧困を解決する手段として「労働者産業アソシアシオン (associations industrielles d'ouvriers)」を検討している。cf. André Jardin, *Alexis de Tocqueville 1805-1859*, Paris, 1984, pp. 232-235.

(34) “De l’association, comme moyen de remédier à la misère des classes ouvrières,” *L’Artisan, journal de la classe ouvrière*, no.4 (le 17 octobre 1830).

(35) cf. [P.-J.-B. Buchez], “Moyen d’améliorer la condition des salariés des villes,” *Journal des sciences morales et politiques*, le 17 décembre 1831. 谷川稔訳, (河野健二編『資料フランス初期社会主義——二月革命とその思想——』, 平凡社, 1979年), 88-95頁。

(36) アラン・フォールとジャック・ランシエールは、『アルチザン』の一部を「労働者の言葉」として編纂した資料集に収めている。ランシエールはその解説で次のように述べる。『アルチザン』がこの時期の他のパンフレットと同様に印刷工 (typographes) の仕事であるとすれば、それは、単にノ

題との緊張関係なしには語れなくなったことは確かであろう。1831年のリヨン絹織物工蜂起の「働いて生きるか、戦って死ぬか (Vivre en travaillant ou mourir en combattant)」という運動の論理は、思想家にも突きつけられることになる。<sup>(37)</sup> 1833年のパリの大規模なストライキにおいて、労働者は自己解放の手段としての「アソシアシオン」を自ら語り始め、<sup>(38)</sup> 「アソシアシオン」は、未来社会の「構想」の段階から、「運動」の段階へと移行する。

(4)

秘密結社と陰謀の時代を経て「アソシアシオン」の時代が訪れる1840年は、既に述べたように、同時に、1848年へと続く選挙制改革運動のうねりが始動した時期でもある。ルイ・ブランの『労働の組織』は、1840年に公刊されると忽ちのうちに3000部が売り切れ、その後数版を重ねて、当時のベストセラーのひとつに数えられている。<sup>(39)</sup> 二月革命の臨時政府に閣僚入りを果たしたのは、ルイ・ブランが、まさにこの著作によって「民主的・社会的共和国」を象徴する人物として大衆の支持を集めていたからに他ならない。ルイ・ブラン自身が1841年版以降『労働の組織』の巻末に付け加えた付録からも、この著作の影響力を窺い知ることができる。ミシェル・シュヴァリエ (Michel Chev-

---

、彼らの優れた教育のためではない。かつて労働者を反乱へと押しやった自由主義ジャーナリストが、労働者の搾取者として姿を現し、印刷工を失業させる印刷機を押しつけるという印刷業においては、闘争が極めて緊迫したものだったからでもある。」(Alain Faure et Jacque Rancière (eds.), *La parole ouvrière 1830/1852*, Paris, 1976, pp.206-207.) しかし、リン・ハントとジョージ・シェリダンは、William H. Sewell, Jr., *Work & Revolution in France: The Language of Labor from the Old Regime to 1848*, (Cambridge, 1980) に対する書評論文 (Lynn Hunt and George Sheridan, "Corporation, Association, and the Language of Labor in France, 1750-1850," *Journal of Modern History*, No.58, December 1986) の中で、『アルチザン』が労働者によって作られたものかどうかは疑わしいと述べている。この点に関しては、他に、R. Gossez, "Presse parisienne à destination des ouvriers 1848-1851," *La presse ouvrière 1819-1850* (Bibliothèque de la révolution de 1848, tome XXIII), Paris, 1966 を参照。

(37) リヨン蜂起については、Fernand Rude, *Le mouvement ouvrier à Lyon de 1827 à 1832*, Paris, 1944 を参照。サン-シモン主義者が受けたインパクトについては、Michel Chevalier (ed.), *Religion saint-simonienne; Événement de Lyon*, Paris, [1832] を参照。

(38) cf. Zael Efrahem, *De l'association des ouvriers de tous les corps d'état*, Paris, [1833], 阪上孝訳、河野編、前掲書、200-204 頁。Grignon, *Réflexions d'un ouvrier tailleur sur la misère des ouvriers en général, la durée des journées de travail, le taux des salaires, les rapports actuellement établis entre les ouvriers et les maîtres d'ateliers, la nécessité des associations d'ouvriers, comme moyen d'améliorer leur condition*, Paris, [1833], 谷川稔訳、河野編、前掲書、195-199 頁。Jules Leroux, *Aux ouvriers typographes; De la nécessité de fonder une association ayant pour but de rendre les ouvriers propriétaires des instruments de travail*, Paris, 1833. 研究としては、Sewell, *op.cit.*, Bernard H. Moss, *The Origins of French Labor Movement 1830-1914: The Socialism of Skilled Workers*, Berkeley, 1976 等を参照。わが国における研究としては、阪上孝『フランス社会主義——管理か自立か——』(新評論, 1981年)を参照。

(39) cf. Loubère, *op.cit.*, p.31.

alier, 1806-1879), フーリエ派主義者等のこの著作に寄せた反論が掲載され、ルイ・ブラン自身がそれに答えている。また、例えば、ブルードンが『十九世紀における革命の一般理念』の中で「アソシアシオン」の原理を検討する際、その批判の主要な対象がルイ・ブランであったことは間違いない。<sup>(40)</sup> 言わば、『労働の組織』との距離を計りながら、様々な社会改革プランはその独自性を確認して行ったのであり、七月王政期のアソシアシオニズムを考察する際に、この著作は座標軸たりうると考える。

では、ルイ・ブランの独自性とは何か。それは、普通選挙権獲得という政治改革と「アソシアシオン」の創出という社会改革を結合させた点に求められよう。既に1904年に、チェルノフは、「民主主義の必要のために普通選挙による共和主義体制の樹立を試みたのは、殆ど彼 [ルイ・ブラン] ひとりだった<sup>(41)</sup>」と述べ、ルイ・ブランは普通選挙の徹底した主張によってこの時期の「社会主義者」と区別されることを指摘している。1961年に著されたルーベルの伝記的研究は、「ジャコバン社会主義」、つまりジャコバン主義という政治理念と社会主義的経済組織の結合にルイ・ブランの固有の価値を求めている<sup>(42)</sup>。実際、サン-シモン主義体系においても、フーリエ主義体系においても、共和政は前提とはされない。サン-シモン主義者が七月革命の最中、ラファイエット (La Fayette, 1757-1834) に独裁を要求した<sup>(43)</sup>というエピソードは彼らの政治的性格をよく示しているし、フーリエのファランジュの構想は、原則としていかなる政府の下でも実現可能なものであった<sup>(44)</sup>。しかし、その後こうした射程を踏まえた本格的な研究は未だに現れていない。ルーベル以後の本格的な研究としては、ユミリエールが1980年トゥールーズ社会科学大学に提出した第3課程博士論文『ルイ・ブラン 労働の組織 注釈校訂版』(未公刊) だけと言ってもいいだろう。しかし、これはその題名からも分かる通り、『労働の組織』の校訂という文献学的研究であり、ルイ・ブラン解釈に大きな寄与を残すものではない<sup>(45)</sup>。

---

(40) ブルードンのルイ・ブラン批判を扱ったものとして、藤田、前掲書、第6章がある。

(41) I. Thernoff, *Louis Blanc*, Paris, 1904, p.103. ヴェイユも、ルイ・ブランは普通選挙の主張によってサン-シモン主義者やフーリエ主義者と区別されると考える。「アンファンタン (Enfantin) やコンシダラン (Considérant) とは違って、ルイ・ブランは普通選挙なしに必要な改革が実現されうることを否定した。」(Georges Weill, *Histoire du parti républicain en France (1814-1870)*, nouvelle édition complètement refondue, Paris, 1928, p.159.)

(42) cf. Loubère, *op.cit.* p.15.

(43) Sébastien Charléty, *Histoire du saint-simonisme (1825-1864)*, Paris, 1931, nouvelle édition 1965, p.74. 沢崎浩平・小杉隆芳訳 (法政大学出版局, 1986年), 90頁。

(44) Fourier, *Le nouveau monde industrielle et sociétaire*, p.7, 訳, 448頁「この実験 [600~700人規模の協同体の実験] によって、情念系列のファランジュという名の機構は産業的魅力を創出する、ということが確認されるや否や、稲妻の如く迅速に模倣が行われるであろう。」

(45) 註(1)に掲げたこの博士論文のダイジェスト版として、Jean-Michel Humilière, “Louis Blanc et l’organisation du travail par <ateliers sociaux> : Les <ateliers industriels> (1840-1850),” *Communautés, archives de sciences sociales de la coopération et du développement*, no.54, octobre 1980.

問題は、ルイ・ブランが、「アソシアシオン」概念をどのようにして、普通選挙の概念と結びつけているか、という点にある。ルソーにおいては、「アソシアシオン」は国家という政治的概念であったが、七月王政期の「アソシアシオン」は、もはや「国家」ではなく、労働者の境遇改善のための小規模な経済組織、つまりルソーが排除しようとした中間団体に転換している。トクヴィルのアソシアシオンはルソーの論理と決定的に対立する側面をもっているが、ルイ・ブランの場合は、むしろルソー、ジャコバン主義を継承しつつ、「アソシアシオン」概念を展開したのである。<sup>(46)</sup>

かかる問題意識を踏まえて、本稿では、ルイ・ブランにおける政治改革と社会改革の問題を、1840年の歴史的文脈の中で明らかにすることを課題にしたい。ルイ・ブランの普通選挙要求は、七月王政期の制限選挙制とそれを支えるギゾー (François Guizot, 1787-1874) らの「理性主権」に対する批判という側面を捨象して語ることはできないのであり、この「理性主権」批判の論理と『労働の組織』におけるアソシアシオンの実現形態である「社会的作業場 (ateliers sociaux)」の提示は、論理的な連関をもったものとして捉えることができると考える。ここに、19世紀における「近代民主社会主義の先駆者」<sup>(47)</sup>としてのルイ・ブランの新たな意義が確認されよう。

## 第2節 『進歩雑誌』における普通選挙構想

### — ギゾーの論理との対決 —

#### (1)

1830年代末に始動する選挙制改革運動は、共和派のみならず、レミューザ (C.-F.-M. Rémusat,

---

1<sup>er</sup> décembre 1980) がある。その他、ルイ・ブランに関する最近の研究としては、以下のものがある。R.-B. Rose, "Louis Blanc : The Collapse of a Hero," E. Kamenka and F.-B. Smith (eds.), *Intellectuals and Revolution: Socialism and the Experience of 1848*, London, 1979. Jean-Michel Humilière, "Louis Blanc et la Revue du progrès," *Société des sciences, arts et belles-lettres du Tarn*, no.35, 1980. Jean-Michel Humilière, "Louis Blanc et sa contribution à la pensée et à l'action coopérative," *Travaux et mémoires : Publications de l'U.E.R. des lettres et sciences humaines de Limoges*, Limoges, 1981. Jean-Michel Humilière, "Louis Blanc et les ateliers sociaux," *Revue des études coopératives*, no.206, 1982. William H. Sewell, Jr., "Beyond 1793 : Babeuf, Louis Blanc and the Genealogy of <Social Revolution>," François Furet and Mona Ozouf (eds.), *The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture*, vol.III, The Transformation of Political Culture 1789-1848, Oxford, New York, etc., 1989. Jean-Michel Humilière, "A propos de Louis Blanc [Histoire de la Révolution française 1847-1862]," *Bulletin de la Société d'études jaurésiennes*, no.122, 1991.

(46) ルイ・ブランは、ルソーと啓蒙思想家について次のように言っている。「当時フィロゾーフと呼ばれていた人間の中で、皆から離れ、急流を遮りさえした者がひとりいた。それはルソーだった。ヴォルテール (Voltaire) の哲学のスローガンは、ブルジョワジーと個人的権利であり、ルソーの哲学は、民衆と社会的権利を旗印に書き記した。」Louis Blanc, "Introduction," *Revue du progrès politique, social et littéraire*, tome I, no.1 (le 15 janvier 1839), 10. [下線は原文イタリック。以下同様。]

(47) G.-D.-H. Coll, *A History of Socialist Thought*, vol.I, London, 1953, p.169.

797-1875) やデュヴェルジェ・ドオランヌ (Prosper Duvergier de Hauranne, 1798-1881) 等の自由主義者、オディロン・バロー (Odilon Barrot, 1791-1873) を中心とする王朝的左翼等、七月王政に対抗する諸勢力を結集させた。<sup>(48)</sup> 選挙権の拡大に留まらず普通選挙を主張した共和派の中でも、最も強力に普通選挙の論陣を張った人物としてルイ・ブランは位置づけられる。<sup>(49)</sup> ここでの問題は、ルイ・ブランが普通選挙をいかなる論理で構築したか、そしてその論理が『労働の組織』とどのようにに関連していたか、にある。

1840年8月、ルイ・ブランは、『労働の組織』の原型を『進歩雑誌』に論文の形で発表している。自身編集長兼社主を務めるこの雑誌で、ルイ・ブランは自らの思想を精力的に展開し、その創刊(1839年1月)をもって「彼の真の経歴が始まる」<sup>(50)</sup> と言われている。1839年10月この雑誌に掲載された論文「選挙改革」は、この時期のルイ・ブランの普通選挙構想を集約するものである<sup>(51)</sup> と同時に、『労働の組織』の構想を予告する内容を持った論文である。例えば、ルーベルもこの論文の分析を行っているが、その分析は『労働の組織』へと連なる論理を見いだせないままに終わっている。<sup>(52)</sup> 「中庸主義の博士たち (docteurs du juste-milieu)」<sup>(53)</sup>、つまりギゾーを代表とする「純理派 (doctinaires)」<sup>(54)</sup> が七月王政期の制限選挙体制の理論的支柱の役割を果たしたこと、ルイ・ブランの普通選挙構想が、純理派の学説を乗り越えるべく展開されたものであること<sup>(55)</sup>、この歴史的な文脈こそが分析の前提とされなければならないのである。

デュポン (J.-C. Dupont de l'Eure, 1767-1855) の『進歩雑誌』掲載論文「普通選挙の組織につ

---

(48) cf. Pierre Rosanvallon, *Le sacre du citoyen*, p.282.

(49) ローザンヴァロンは、選挙改革要求よりも普通選挙要求を重要視する「極左の社会主義者・共和主義者」を代表する機関紙として『良識 (Bon sens)』、『民衆の新聞 (Journal du peuple)』、『進歩雑誌 (Revue du progrès)』の三つを挙げている (*Ibid.*)。ルイ・ブランは、『良識』の編集長であり、『進歩雑誌』の編集長兼社主だった。

(50) Weill, *op.cit.*, p.159.

(51) 1848年以後、ルイ・ブランは多数者の暴政について語るようになる。この点については、例えば、Louis Blanc, “Du suffrage universel (1850),” *Questions d'aujourd'hui et de demain*, tome I, Paris, 1873, pp.201-238 を参照。

(52) cf. Loubère, *op.cit.*, pp.28-30.

(53) Louis Blanc, “Réforme électorale,” *Revue du progrès politique, social et littéraire*, tome II, no. 7 (le 15 octobre 1839), 304.

(54) 純理派の呼称については、Pierre Rosanvallon, *Le moment Guizot*, Paris, 1985, p.26 を参照。ギゾーに関する最近の研究には、この他に、*Colloque de la fondation Guizot-Val Richer, François Guizot et la culture politique de son temps*, Textes rassemblés et présentés par Marina Valensise, Préface de François Furet, Paris, 1991 や、伝記的研究として Gabriel de Broglie, *Guizot*, Paris, 1990 等がある。

(55) 実際、ルイ・ブランはギゾーの著作を引用して批判しており、ギゾーを「最も重大な敵のひとり (un de nos adversaires les plus sérieux)」と呼んでいる。Louis Blanc, “Réforme électorale,” *Revue du progrès*, tome II, no.7, 304.

<sup>(56)</sup>いて」は、その冒頭で普通選挙に対する純理派の「形而上学的反論 (l'objection *métaphysique*)」について語っている。デュボンによれば、純理派の主張の本質的な点は以下のように要約される。「真の、そして唯一の主権は理性である。従ってそれは民衆ではない。絶対的理性はすべての投票数の数字上の差引によってではなく、少数のエリートの特権に恵まれた声によってのみ表現されるものであるから、彼ら [純理派——引用者] によれば、普通選挙は理性の主権に反し、従って不条理で、無秩序で、反社会的である。<sup>(57)</sup>」

純理派にとって問題は選挙人の政治的能力だったが、この能力支配の論理は純理派に固有のものではない。例えば、サン=シモン主義者のスローガンは、「各人にはその能力に応じて、各能力にはその仕事に応じて (*à chacun suivant sa capacité, à chaque capacité suivant ses oeuvres*)」<sup>(58)</sup>であり、その「普遍的アソシアシオン」は能力による位階制を前提としていた。勿論、サン=シモン主義者と純理派の「能力」理解には差異があるものの、<sup>(59)</sup>「能力」の問題がすぐれて近代的なものであり、「社会の再組織化」に突きつけられる課題であることに変わりはない。フランス革命によってもたらされた出生の不平等の撤廃、権利としての平等という理念は、諸個人の能力の発達への外的障害を原理的に除去するがゆえに、能力の不平等と社会の組織化という新たな問題を提起するのである。フーリエが、その「ファランジュ」構想において「差異」と「不平等」をむしろ「調和」の条件としたことは、この問題を象徴的に表現していると言えよう。<sup>(60)</sup>

## (2)

ローザンヴァロンは、ギゾー研究の序論に当たる部分で、「19世紀の初め、『自由主義』の論者たちの一派が解決しようとした基本的問題は、自由主義と民主主義の関係という問題である。公共的事象への参加という民主主義の理想が残忍に自由を裏切った条件を理解することが彼らの目的である」<sup>(61)</sup>と述べている。恐怖政治とナポレオンの民衆的専制を経験したフランスにおいて、「数」の

---

(56) Dupont, "De l'organisation du suffrage universel," *Revue du progrès*, tome I, no.3 (le 15 février 1839), tome I, no.4 (le 1<sup>er</sup> mars 1839), tome I, no.7 (le 15 avril 1839). 1848年の臨時政府の閣僚になるデュボンは、1834年に創刊された『共和主義雑誌 (*Revue républicaine*)』の序文を起草している。その思想については、Weill, *op.cit.*, pp.109-112を参照。

(57) Dupont, *op.cit.*, tome I, no.3, 109-110.

(58) *Doctrine de Saint-Simon*, p.94. ルイ・ブランは、このサン=シモン主義者のスローガンに示される能力主義を批判している。cf. Louis Blanc, *Révolution française ; Histoire de dix ans, 1830-1840*, tome II, Paris, 1842, p.269.

(59) サン=シモン主義者にとって、「能力」は政治的能力を意味しない。バザールが主導権をもって参加した『サン=シモン学説解義』においては、何よりもまず産業的能力が問題にされ、アンファンタンを教父とする「サン=シモン主義教会」の時期(1829-1832年)においては、宗教的能力が前面に押し出される。

(60) cf. Fourier, *Le nouveau monde industriel et sociétaire*, p.5. 訳, 445-446頁。

(61) Rosanvallon, *Le moment Guizot*, pp.13-14.

暴政への恐怖が「民主主義」とはむしろ対立する「自由主義」思想の確立に寄与したことは疑いえない。ギゾーを中心とする純理派の「理性主権」という概念は、こうした「自由主義」の系譜の中で捉えられるものであり、この抽象的な「理性」の主権によって特権の復活が意図されていたと考えることはできない。革命後の社会の再組織化、秩序の回復という課題に「人民主権」とは異なる原理が要求されたのである。

ギゾーによれば、権利には二種類ある。つまり「永続的権利 (droits permanentes)」と「変動的権利 (droits variables)」である。<sup>(62)</sup>前者は、「正当かつ賢明な意志にのみ従う権利に帰着」し、従ってすべての個人がこれを有するのに対して、後者は、「投票権、つまり法と権力の英知を直接・間接的に判断する権利に含まれ」、「個人と社会によって変化する。」「従って、能力が権利の原理、必要条件である」とギゾーは言う。<sup>(64)</sup>

ここに、1791年憲法を想起することができよう。それは、自然権として普遍的に承認される「平等」と政治的決定への参加における現実的「不平等」を同時に宣言した。「人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、生き続ける (Les hommes naissent et demeurent libres et égaux en

---

(62) 19世紀フランスの自由主義については、田中治男『フランス自由主義の生成と展開——十九世紀フランス政治思想研究——』（東京大学出版会、1970年）を参照。

(63) François Guizot, “Elections ou de la formation et des opérations des collèges électoraux” (septembre 1826), *Discours académiques suivis des discours prononcés pour la distribution des prix au concours général de l’université et devant diverses sociétés religieuses et de trois essais de philosophie, littéraire et politique*, Paris, 1861, pp.386-387. [François Guizot], “De la démocratie dans les sociétés modernes,” *Revue française*, tome III (novembre 1837), 219. 後者の論文は無署名であるが、ローザンヴァロンはギゾーが著者であると断定している。cf. Rosanvallon, *Le moment Guizot*, p.81.

普通選挙に関するギゾーの思想については、他に以下を参照。Guizot, *Histoire parlementaire de France, recueil complet des discours prononcés dans les Chambres de 1819 à 1848*, 5 vols., Paris, 1863-1864, とりわけ, “Discussion du projet de loi sur l’organisation municipale. —Chambre des députés.—Séance du 8 février 1831,” tome I, pp.213-217, “Discussions sur la proposition de M. Ducos, relatives à l’extension des droits électoraux. —Chambre des députés.—Séance du 15 février 1842,” tome III, pp.554-567, “Débat sur la prise en considération d’une proposition de M. Duvergier de Hauranne à la réforme électorale. —Chambre des députés.—Séance du 26 mars 1847,” tome V, pp.380-397. Guizot, “Philosophie politique : de la souveraineté,” *Histoire de la civilisation en Europe, depuis la chute de l’Empire romain jusqu’à la Révolution française, suivis de Philosophie politique : de la souveraineté*, édition établie, présentée et annotée par Pierre Rosanvallon, Paris, 1985, pp.319-389.

(64) [Guizot], “De la démocratie dans les sociétés modernes,” *Revue française*, tome III, 220. ギゾーは、この「能力」の観念について次のように説明する。「ここで問題となっているのは、単に知的発達や何らかの特殊な能力の所持のことではない。自発的権威、習慣的状況、規制すべき様々な利害に関する自然的知性、そして最後に、自らの行動と権力の使用について才気のみで判断するよりもずっと確実に判断する、全人格を包括する能力、知識、行動手段の全体を含む、複雑で深遠なものである。この条件が集まったところに政治的能力があり、能力なきところに権利は存在しない。」(*Ibid.*, 220-221)



droits)。<sup>(65)</sup>」しかし、周知のとおり、「能動的市民 (citoyen actif)」と「受動的市民 (citoyen passif)」という二種類の市民が制度化され、選挙権は後者には閉ざされたのである。この形式的平等と現実的不平等の間の乖離は、既に「自由主義」と「民主主義」の対立を表現していたとも言える。ロック以来の「自由主義」の観点では、政府の役割は諸個人の自然権の保全に求められ、ここから全構成員の法形成への参加が直ちに導出されるわけではない。「能力」という媒介項を設定することでこの形式的平等と現実的不平等の間の「矛盾」に論理的整合性を与え、「自由主義」の原理を制度化することがギゾーの課題だったのである。

ギゾーにとって「政治的能力」それ自体が問題である以上、その客観的指標を見いだすことは必ずしも容易でない。しかし、それは結局所有に求められることになる。<sup>(66)</sup>1846年の議会演説で、ギゾーは次のように言う。「政治的能力を一定の財産に結びつけたのは、第一に、実際に知性がそこにあると推定したからである。しかし、また、社会秩序の真の、本質的利益に関する、立場の上から啓発される知性がそこにあると推定したからである。」<sup>(67)</sup>労働者階級排除の論理は、既に1826年の段階で、明確なものになっていた。「1) その余暇のために、知性の啓発、対象、関係、一般的利害の研究には専ら没頭することのできる人々。2) 諸関係と一般的利害に関する知性をも高めてくれる、少なくとも、優れた知的発展が提示された場合にはそれを認識し理解することを可能にしてくれる、知識と思想を、その産業 (industrie) のために獲得せざるをえない人々。3) 最後に、その労働のために、生活の必要の日々の充足に限定されて、個人的利害の狭い枠から出ることができない人々。……政治的能力が、最初の二つの範疇の人々にしか属さないことは明白である。政治的能力は二つの条件をもつ。いやむしろ二つの事実起因する。知識 (lumières) と独立である。」<sup>(68)</sup>

ギゾーが、中間階級こそ文明の進歩の原動力でなければならぬと考えたとしても、しかし、それは、彼が中間階級の特殊の利害を求めたことを意味しない。<sup>(69)</sup>問題は「社会秩序の真の、本質的な利害」を判断する能力であり、一定の特殊の利害を代弁しようとしたわけではない。だから、シエースの「納税者株主論」に見られるように、政治的権利と所有が直結されている訳ではなく、政治的能力の指標として所有が考えられているにすぎない。<sup>(70)</sup>政治的能力を持った「市民」としての中間

(65) 「人権宣言 (Déclaration des droits de l'homme et du citoyen)」(1789) 第1条。革命後のフランス憲法については、*Les Constitutions de la France depuis 1789*, présentation par Jacques Godechot, Paris, 1979 を参照。

(66) cf. Rosanvallon, *Le moment Guizot*, pp.121-132.

(67) Guizot, “Débat sur la prise en considération d’une proposition de M. Duvergier de Hauranne à la réforme électorale.—Chambre des députés.—Séance du 26 mars 1847”, *Histoire parlementaire de France*, tome V, p.385.

(68) Guizot, “Elections ou de la formation et des opérations des collèges électoraux”, *Discours académiques*, p.390.

(69) cf. Rosanvallon, *Le moment Guizot*, p.56.

(70) シエースの思想については、Paul Bastid, *Sieyès et sa pensée*, nouvelle édition revue et augmentée, Paris, 1970, 浦田一郎『シエースの憲法思想』(勁草書房, 1987年)等を参照。

階級が問題だったのである。

この視点は、「理性主権」という概念を、論理的に「開かれた」体系にしている。第一に、人間の理性が進歩するものであると仮定すれば、未来にわたって普通選挙を否定する論理は生まれてこない。文明の進歩によって、やがてすべての人間が「政治的能力」を持つに至る可能性を否定することはできない。事実、ギゾーが普通選挙を否定するのは、現在の状況に限られている<sup>(71)</sup>。第二に、政治的能力の指標となっている所有は、原理的にすべての人間に開かれている。ギゾーの有名な一節、「労働と貯蓄によって富裕になりたまえ (Enrichissez-vous par le travail et par l'épargne)<sup>(72)</sup>」が、これを明示している。この自助の哲学は、制限選挙制度の正当化の基礎となりうる。この制度はすべての人間に開かれている、市民的平等に基づいていると主張することは原理的には可能である。だからこそ、ギゾーは投票権を「個人と社会によって変化する」「変動的権利」と呼んだのである。

(3)

「民衆か、教皇か、選びたまえ。」<sup>(73)</sup> ルイ・ブランがルソーとド・メストル (Joseph de Maistre, 1753-1821) を対置させて、論文の末尾に置いたこの一節は、主権に関する彼の思想を要約している。「主権は分割されえない」のだから、「すべての人間の意志とただ一人の人間の意志<sup>(74)</sup>」のうちどちらかを選ばなければならない。「中庸主義」の政策は、ルイ・ブランにとって論理的誤謬である。七月王政の制度は、一種の「暴政 (tyrannie)」, つまり「法の暴政 (la tyrannie de la loi)」であり、これは「人間の暴政 (la tyrannie de l'homme)」よりも「危険で、不吉で、揺り動かすのが困難な」

(71) cf. Rosanvallon, *Le moment Guizot*, p.135.

(72) 『『富裕になりたまえ (Enrichissez-vous)』とギゾーは政治演説の中で述べたとされ、この二単語は、1846年の選挙戦の前後にその政敵によって何度も繰り返された。彼の仲間たちは引用に真の意味を与え、『労働と貯蓄によって富裕になりたまえ (Enrichissez-vous par le travail et par l'épargne)』と訂正した。短縮版では、『富裕になりたまえ』は、腐敗の奨励、利己的物質主義と社会的シニジズムの賛辞として響く。完全版では、この言葉は、産業主義、経済発展、制限選挙の時代において人々を鼓舞する展望を与える。……詳細な研究にも関わらず、『労働と貯蓄によって富裕になりたまえ』という完全なほうの引用の出典は見つからなかった。』(De Broglie, *op.cit.*, pp.333-334.) この言葉に対するギゾー自身の意図説明は、Guizot, "Discussion d'un crédit supplémentaire de fonds secrets demandé pour l'exercice de 1843. —Chambre des députés. —Séance du 1<sup>er</sup> mars 1843," *Histoire parlementaire de France*, tome IV, p.68 にある。

自助の哲学は、フランス資本主義が本格的に始動した七月王政期に影響力を持ったと推定される。労働者アソシアシオンの原型を最初に示した『アルチザン』は、フランクリン (Benjamin Franklin, 1706-1790) の『善人リチャードの科学 (La science du bonhomme Richard)』について詳細な書評を載せ、かつ著者のプロフィールを紹介している。「『善人リチャードの科学』は、職人にとって幸福の教理問答集 (cathéchisme) であり、神の摂理が与えた運命に満足して生きる、働く人間に教えることのできる最も崇高な通常道徳 (morale usuelle) を含んでいる。」*L'Artisan, journal de la classe ouvrière*, no.2 (le 3 octobre 1830)。

(73) Louis Blanc, "Réforme électorale," *Revue du progrès*, tome II, no.7, 308.

(74) *Ibid.*, 290.

ものである。というのは、その暴政は、「一定の秘跡めいた形式の祝典から、強力と不動という性格を受け取るが、その性格によって、その暴政はさらに威厳のあるものに、付け入る隙のないものになり、その消滅は特殊な偶然によってではなく、社会的動揺に依存するようになる、からである。<sup>(75)</sup>」政治的には「人民主権」と「君主主権」の「中庸」を求める抽象的な「理性主権」は、このように断罪されるのである。

七月王政期の制限選挙制度に関するルイ・ブランの批判を具体的に見ていくことにしよう。問題は、選挙権、政治的能力、所有の三者の関係性を問うことにある、と言っていいだろう。つまり、1) 所有は政治的能力の客観的指標たりうるのか、2) 選挙権は政治的能力に依存するのか、という二つの問いが立てられることになる。ルイ・ブランは、まず、第一の問いを立てて、制限選挙制度は、不条理 (absurde) かつ不正 (inique) であり、また不可能なものになると批判する。

第一に制限選挙制度は、「所有を基礎に、あるいは政治的能力の指標にしている<sup>(76)</sup>」という事実それ自体によって「不条理」である。「所有は、労働が的確に組織され、富が常に労働の価格であるような社会、違反 (fraude) や策謀 (intrigue) や不正 (injustice) や偶然 (hasard) によって出世しないような社会においては、市民の能力の真の指標となり、市民の道徳性の物的な証拠となるだろう。<sup>(77)</sup>」ルイ・ブランにとって、問題は、労働者階級を労働者階級たらしめている現実である。「成功するためには、知性と労働への愛を持つだけでは、勿論十分ではない。さらに労働手段を持たなければならぬ<sup>(78)</sup>。」

それ故に、制限選挙制度は「不正」である。純理派が想定しているすべての人間の所有への可能性は、事実上閉ざされている。「中庸主義の論客は、労働によって富裕に至るということは、中間階級に入るということだ、だから、誰も排除されていると正当に主張することはできない、と言う。<sup>(79)</sup>」まさに、そこに論理的陥穿があり、制限選挙制度は「排除」を意味しているに過ぎない。「近代文明を嘆かわしくも特徴づけているものは、財産 (fortunes) の不平等であるよりも、発展の手段と労働の手段の不平等である。<sup>(80)</sup>」

政治的領域において語られるギゾーの「永続的権利」と「変動的権利」の問題は、政治的能力が

---

(75) *Ibid.*, 291.

(76) *Ibid.*, 296.

(77) *Ibid.*

(78) *Ibid.*, 298.

(79) *Ibid.*

(80) *Ibid.* 298-299. さらに、ルイ・ブランは、制限選挙制度は「民法典」と直接対立するために「不可能」になると考える。「生前証書 (acte entre vifs) によるものであれ、遺言によるものであれ、贈与 (liberalités) は、嫡出子 (enfant légitime) がひとりしか残されていない場合には、贈与者の財産の半分を越えることはできず、二人の場合には三分の一、三人あるいはそれ以上の場合には四分の一を越えることはできない」という相続に関する規定は、納税額を払える人間の数を減少させる。「制限選挙制の維持は、中間階級の支配を確保するのに相応しいところではない。極めて限られた数の特権者の支配を必然的に導くだろう。」(*Ibid.*, 295)

所有をその指標とする以上、所有権の問題として現れて来ざるをえない。すべての人間は「所有への権利」を持っている。フランス革命は、封建的特権を廃止し、労働によって所有に至ることを妨げるものは政治的にはもはや何もないからである。しかし、労働手段を持たざる者は、事実上所有への手段を奪われている。ルイ・ブランが制限選挙制を批判する時、もはや選挙権への排除だけが問題なのではない。ギゾーの「永続的権利」と「変動的権利」の区別が、所有権の普遍的な承認と所有権への実質的な排除をも意味する以上、選挙権への排除を基礎づけているこの所有権への排除が批判されなければならないのである。1840年の時点で、フランス総人口3400万人、25歳以上の成人男子800万人に対して選挙権有資格者は20万人という数字は、この乖離の大きさ(81)を物語っている。革命後の生産力の増大によってもたらされた社会的現実、つまり「資本」と「労働」の分化こそが問題となる。

ルソーのアソシアシオン論は、言わば個人の同質性に支えられていると言ってよい。所有権の確立による不平等の合法化の批判は、所有の制限による諸個人の同質性の保持を志向し、この視点から、「自然法 (Droit Naturel)」と「実定法 (droit positif)」の一致が図られる(82)。ルソーが「部分的アソシアシオン」を批判するのは、まさに諸個人の同質性の保持のためであり、この同質性に依拠するからこそ、ルソーは、「国家」というアソシアシオン概念を創出しえたのである。しかし、七月王政期の社会的現実、諸個人の同質性を破壊し、この理論をそのままの形で維持することを許さない。アソシアシオンの前提となる成員間の平等が存在しない以上は、国家と諸個人との間の空白を埋める媒介項こそが問題となったのである。1825年、サン・シモンは、既に「最も貧しい階級の道徳的・物理的状態の改善」(83)について語っている。リヨンの絹織物工の蜂起以後、サン・シモンによって提起された問題は解決すべき喫緊の課題となった。労働者階級をどのように把握するか、それは、ルイ・ブランのみならず同時代人共通の課題だった。

但し、ルイ・ブランが選挙改革を要求するのは、この階級の代理人としてではない、という点に注意を要する。「弱者の支配、それは無秩序である。強者の支配、それは暴政である。どちらかが優っているわけではない。」(84) ルイ・ブランは、「すべての研究者 (tous les hommes d'études)」、「小所有者」(85)、「労働者階級」のために語るのであり、彼にとっては、労働者階級の利害を守ることよりも、

---

(81) cf. "Chambre des députés. Séance du samedi 16 mai 1840," *Le Moniteur universel*, le 17 mai 1840, 1080.

(82) cf. Jean-Jacques Rousseau, "Discours sur l'origine et les fondemens de l'inégalité parmi les hommes," *Oeuvres complètes* (Bibliothèque de la Pléiade), tome III, pp.293-294. 小林善彦訳 (中公文庫, 1974年), 126頁。

(83) Claude-Henri de Saint-Simon, *Nouveau Christianisme : Dialogue entre un conservateur et un novateur*, Paris, 1825, p.4. 森博訳 (『サン・シモン著作集』第5巻, 恒星社厚生閣, 1988年), 246頁。

(84) Louis Blanc, "Réforme électorale," *Revue du progrès*, tome II, no.7, 295.

(85) *Ibid.*, 296.

「市民権」に関する新しい理論を作ることがむしろ重要なのである。

ともあれ、労働が所有に接近する唯一の手段であるにも拘わらず、労働者に労働が不足しているのだとしたら、「所有への権利」は「労働への権利 (droit au travail)<sup>(86)</sup>」に置き換えられなければならないし、さらに労働手段が欠けているのだとしたら、「労働手段への権利」をこれに付け加えなければならない。これが、二つの権利概念の間の乖離を埋める論理的帰結であり、かくして、「労働の組織」の構想が準備されるのである。<sup>(87)</sup>

(4)

では、「普通選挙の優越」をどのように主張するのか。ここに、制限選挙をめぐる二つめの問い、つまり、選挙権は政治的能力に依存するのかという問いが立てられる。

一方において、彼がギゾーと同じように、能力が権利の条件であると考えていたことは否定できない。女性と未成年を選挙権から排除する論理は、まさにギゾーの論理そのものであると言っている。<sup>(88)</sup>「未成年は、その年齢のために、女性はその教育のために、能力を持っていない。これは、実際に、われわれは進んで認めるが、権利の原理、条件である。」ここにルイ・ブランの矛盾を見いだすことは容易い。彼は、同時に、「権力の使命は、まさに強者と弱者の間の均衡を絶えず確立に向かうことにある。だから、われわれの言ったことは、すべての利益の代表に関して正当化される<sup>(90)</sup>」と語り、「弱者」の政治的能力についてまったく検討していないからである。つねに「すべての人間かゼロか」という問いを立てている者にとって、このギゾー的な論理は本来適合的ではない筈である。ア・プリオリに女性を普通選挙から締め出す論理は、時代の制約と言うべきだろうか。<sup>(91)</sup>

この「例外」規定はともかく、ルイ・ブランが純理派の能力＝権利の論理を乗り越えようとしたことは確かである。ローマから同時代のアメリカまで選挙の歴史を検討した後で、「民衆選挙は一時的な動揺とも何度か符合するが、つねに偉大な才能と偉大な美德に栄光を与える結果となった」、「民衆選挙の形態は、政治科学によって適度に改変されうるが、民衆の選考能力の問題を解決するために考えなければならないことはその結果である」<sup>(92)</sup>と述べている。能力が権利の条件であるとしても、その能力は何らかの指標によって予め推定されるものではない。「社会秩序の真の、本質的な利害」を判断する能力は予め前提とはされない。問題となっているのは、もはや個々人の政治的

(86) フーリエは、既に1808年に「労働権」を提起している。

(87) cf. Giovanna Procacci, *Gouverner la misère : La question sociale en France 1789-1848*, Paris, 1993, pp.259-279.

(88) cf. [Guizot], “De la démocratie dans les sociétés modernes,” *Revue française*, tome III, 217-218.

(89) Louis Blanc, “Réforme électorale,” *Revue du progrès*, tome II, no.7, 306.

(90) *Ibid.*, 295.

(91) cf. Nicole Arnaud-Duc, “Les contradictions du droit,” Georges Duby et Michelle Perrot (sous la direction de), *Histoire des femmes en occident*, tome IV, Paris, 1991.

(92) Louis Blanc, “Réforme électorale,” *Revue du progrès*, tome II, no.7, 306.

能力ではなく、「民衆」全体の集団的な政治的能力である。

ルイ・ブランは、『進歩雑誌』の「序論」で、社会秩序の回復のためには、「政治的統一 (unité politique)」「社会的統一 (unité sociale)」「道徳的統一 (unité morale)」が必要であると説いている。普通選挙が「政治的統一」のために不可欠とされたのは勿論であるが、「道徳的統一」実現の方策にも「民衆による選挙 (élection par le peuple)」が記されている。<sup>(93)</sup> 誰をも排除しない普通選挙によってのみ、国民の政治的・道徳的な統一は可能であり、制限選挙制はその桎梏となる。すべての人間が政治的決定に参加することを、「社会の効用 (l'utilité de la société)」が要求するのである。<sup>(94)</sup> ここから、「選挙人であることは権利であるよりも義務 (devoir) である」という論理が導き出される。<sup>(95)</sup>

民衆の集団的政治能力は、権利であると同時に義務でもある選挙権の行使によってむしろ発達するものとなるだろう。「人間は生まれながらに社会的であり、力と知性が、共同で (en commun) 考える人間たちのいる場において結合することを神は望んだ。」<sup>(96)</sup> 普通選挙は、言わば相互教育の場としても機能するのである。

ルイ・ブランの主張は、純理派の能力＝権利論を完全に乗り越えたものとは言えないにしろ、政治的能力を集団的なものと捉えることによって、また「義務」という観念を導入することによって、「理性主権」の論理を相対化させたことは確かであろう。この普通選挙要求の論理が、翌年に発表される「労働の組織」の構想においてどのように貫かれて行くのか、その検討が次節以下の課題である。

(経済学部助教授)

---

(93) Louis Blanc, "Introduction," *Revue du progrès*, tome I, no.1, 13-14.

(94) Louis Blanc, "Réforme électorale," *Revue du progrès*, tome II, no.7, 301.

(95) *Ibid.*

(96) *Ibid.*, 306.